

平成28年第3回定例会  
新冠町議会会議録  
第2日 (平成28年9月15日)

下線をクリックすると  
該当するページへ移動します

◎議事日程(第2日)

開議宣告

議事日程の報告

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1   |           | <a href="#">会議録署名議員の指名</a>                               |
| 日程第 2   |           | <a href="#">諸般の報告</a>                                    |
| 日程第 3   |           | <a href="#">一般質問</a>                                     |
| 1       | 長浜謙太郎 議員  | <a href="#">当町における AED の設置状況について</a>                     |
| 2       | 須崎 栄子 議員  | <a href="#">特別養護老人ホーム「恵寿荘」への入所について</a>                   |
| 3       | 但野 裕之 議員  | <a href="#">青年の家の合宿施設としての利便性の向上について</a>                  |
| 4       | 〃         | <a href="#">新冠産黒毛和牛のブランド化について</a>                        |
| 5       | 椎名 徳次 議員  | <a href="#">防犯対策について</a>                                 |
| 6       | 武藤 勝圀 議員  | <a href="#">災害復旧について</a>                                 |
| 7       | 〃         | <a href="#">J R 問題について</a>                               |
| 8       | 竹中 進一 議員  | <a href="#">豪雨及び台風被害の対応と今後の対策について</a>                    |
| 9       | 武田 修一 議員  | <a href="#">J R 日高線について</a>                              |
| 10      | 〃         | <a href="#">新冠川の決壊対策について</a>                             |
| 日程第 4   | 議案第 4 2 号 | <a href="#">平成 2 8 年度新冠町一般会計補正予算</a>                     |
| 日程第 5   | 議案第 4 3 号 | <a href="#">平成 2 8 年度下水道事業特別会計補正予算</a>                   |
| 日程第 6   | 議案第 4 4 号 | <a href="#">平成 2 8 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算</a>           |
| 日程第 7   | 議案第 4 5 号 | <a href="#">平成 2 8 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算</a>           |
| 日程第 8   |           | <a href="#">議員派遣の件</a>                                   |
| 日程第 9   | 発委第 1 号   | <a href="#">林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について</a>  |
| 日程第 1 0 | 発議第 8 号   | <a href="#">後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書の提出について</a> |
| 日程第 1 1 | 会議案第 7 号  | <a href="#">閉会中の継続調査について</a> (3 常任委員会)                   |
| 日程第 1 2 | 会議案第 8 号  | <a href="#">閉会中の継続調査について</a> (議会運営委員会)                   |
| 日程第 1 3 | 会議案第 9 号  | <a href="#">閉会中の継続審査について</a> (決算審査特別委員会)                 |

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員(12名)

1番 竹中進一君	2番 堤俊昭君
3番 氏家良美君	4番 但野裕之君
5番 武田修一君	6番 須崎栄子君
7番 椎名徳次君	8番 秋山三津男君
9番 武藤勝圀君	10番 長浜謙太郎君
11番 鳴海修司君	12番 芳住革二君

◎出席説明員

町長	小竹國昭君
副町長	中村修二君
教育長	杉本貢君
会計管理者	堤秀文君
総務課長	中村義弘君
町民生活課長	佐渡健能君
税務課長	湊昌行君
保健福祉課長	鷹觜寧君
建設水道課長	坂東桂治君
産業課長兼農業委員会事務局長	島田和義君
企画課長	佐藤正秀君
教育委員会管理課長	工藤匡君
教育委員会社会教育課長	山本政嗣君
診療所事務長	坂本隆二君
特別養護老人ホーム所長	山下利幸君
総務課総括主幹	新宮信幸君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
町民生活課総括主幹	山谷貴君
建設水道課総括主幹	関口英一君
建設水道課総括主幹	本間浩之君
産業課総括主幹	坂本博君
教育委員会社会教育課総括主幹	竹内修君
農業委員会事務局次長	長谷川誠君
収納対策本部次長	田村一晃君
税務課総括主幹	杉山結城君
企画課総括主幹	佐々木京君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長	原田和人君
議会事務局副主幹	曾我和久君

(開会 10時00分)

○議長(芳住革二君) 皆さん、おはようございます。

#### ◎開議宣告

○議長(芳住革二君) ただ今から、平成28年第3回新冠町議会 定例会第2日目の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

○議長(芳住革二君) 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりです。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(芳住革二君) 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 椎名 徳次 議員、8番 秋山 三津男 議員を指名いたします。

#### ◎日程第2 諸般の報告

○議長(芳住革二君) 日程第2 諸般の報告 を行います。諸般の報告については、今定例会初日に設置されました平成27年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に 竹中 進一 議員、副委員長に 堤 俊昭 議員 以上のとおり、互選された旨報告が有りました。これで、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第3 一般質問

○議長(芳住革二君) 日程第3 一般質問 を行います。通告の順序に従い、発言願います。長浜謙太郎 議員の「当町におけるAEDの設置状況について」の発言を許可いたします。長浜 議員。

○10番(長浜謙太郎君) 10番長浜謙太郎です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして、当町におけるAEDの設置状況について一般質問をさせていただきます。まずは冒頭、このたびの台風により被害を受けた方々にお見舞いを申し上げますと共に、職員の皆様におかれましては、災害対応の復旧作業等で、まさに不眠不休で多忙を極める中、このような時間を割いていただきまして、感謝とお詫びを申し上げます。自動体外式除細動器いわゆるAED、突然の心停止で心臓がけいれんし、心室細動となった心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。2004年7月より、

医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになり、主に不特定多数の人が出入りする公共施設に設置され、消火器などと同様に万が一の事態が発生した際に、その場に居合わせた人が自由に使える状態となって、現在広く普及しております。心停止状態から5分以内に、AEDによる除細動を行えるか否かで救われる命があり、救急車到着以前にAEDを使用した場合、救急隊員や医師が駆けつけてからAEDを使用するよりも、救命率が数倍も高いことが明らかになっております。通報があってから、救急車が現場に駆けつけるまで、全国平均で約8分とされておりますが、もちろん場所により、状況が違うでしょうし、救急車が山間部に到着するには多くの時間を要します。当町でも役場、レ・コード館など、市街地においては、比較的近距离内にAEDが設置されており、また、消防署も近隣に存在し、消防職員や救急車が早急に駆けつけることができる状況にあります。こういったことを考慮すると、むしろ市街地から離れた場所にこそAEDは設置されるべきではないでしょうか。一般論として、地域のAED配備基準に一貫性がない。設置場所が住民に周知されていない。施設の広さに見合った必要台数が確保されていない。など、設置に関する政策や計画性の欠如も看過できない事例も見られているようです。そこで、まず1点目として、AEDの設置基準及び町内における設置状況について伺いたいと思います。その場に居合わせた人、すぐに駆けつけることができる人が使用可能な環境を作り出すことが重要であり、この先、町民に対し講習等を実施して、知識や経験を踏まえることも大事ではありますが、町内には、AEDの使用に関し、講習を受けた即戦力ともいえる消防団員がおります。消防団各分団は町内広範囲全域にわたって配備されており、町民の安心安全のために日々活動しております。財源も限られている中で、地理的格差を少しでも解消するためにバランスのよい配備を目指し、どこにあるかを知らせておくこと。近くにあること。使えること。行政としてこの状況をつくり出すことが必要と考えます。そこで、次に2点目として迅速な人命救助の観点から、例えば各自治会の生活館、生活センターあるいは各消防団の分団庁舎など、より郡部への設置を充実させる考えはあるでしょうか。以上の2点につきまして、見解を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) お答えをいたします。まず1点目の「AEDの設置基準と町内の設置箇所状況」についてお答えいたします。日本で、病院外心停止による突然死に陥る人の数は、毎年およそ6万人とされる中、通報を受けて救急隊が持参する自動体外式除細動器(AED)に比較して、公共施設等にあらかじめ設置しておいたAEDが、救命の点ですぐれた効果を発揮することが知られており、平成22年の1年間に、心停止に対して、現場のAEDが使われた件数は667件にのぼり、かつその45%が救命されたという記録があります。しかし、AEDの設置場所や配置に関して、具体的な基準が示されていなかったことから、日本循環器学会AED検討委員会及び日本心臓財団が、AEDの設置および配置について、具体的な目安を示したことを受け、厚生労働省が「AEDの適正配置に関するガイドライン」を発表しております。これによりますと、AEDの設置が必須と

考えられる施設は「駅、空港、旅客機、旅客列車、フェリー、学校、スポーツ関連施設、行政が管理する公共施設のうち利用者が多いもの、大規模な温泉施設、消防署、診療所、医院、長期療養施設」などとなっており、町内の設置状況は、公共施設においては、「役場庁舎、レ・コード館、ドレミ、町民センター、青年の家、新冠老人憩いの家、節婦老人憩いの家、各小中学校」に設置しており、民間施設においては「新冠温泉、道の駅、発達支援センターあおぞら、ほろしりの里、おうるの郷」に設置されており、町独自の設置基準は設けてはおりませんが、厚労省のガイドラインによる設置が必須とされる施設の設置は、概ね満たしているものと考えております。次に、2点目の「迅速な人命救助の観点から郡部への設置を充実させる考えはあるか」についてですが、ご指摘のとおりAEDによる救命措置は、早ければ早いほど救命率が高くなる訳でありますので、地域に拠点を決め設置することが望ましいとは十分理解いたしますが、心停止後、AED使用まで時間をようする場合、救命率の低下につながる事が懸念されます。しかし、地域の公共施設には避難所としての機能があることから、避難者の救命措置として、AEDを使用することも考えられることから、関係機関と協議してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、長浜議員。

○10番(長浜謙太郎君) ご答弁いただきありがとうございます。町内の設置状況についてお聞かせいただきまして、ありがとうございます。平成25年の9月9日、一般財団法人日本救急医療財団が作成したAEDの適正配置に関するガイドラインによりますと、地方自治体は管轄地域のAED情報を把握し、適正配置に努めることが望ましい。また地域のAED情報を積極的に日本救急医療財団や地方自治体が運営するAEDマップに登録し、住民に情報提供することが望ましいとあります。そこで、現時点で行政が把握している分の設置状況、公共施設に設置している分、そして今教えていただいた民間に設置している分に関しまして、地図や文書で表し、町民に対し広く周知するという事は、今後考えられるのでしょうか。もう1点、またリースの利用等となるのでしょうか、山間部において個人で取得する場合や、設置を希望する地域に対して、町独自の支援等行う考えはあるのでしょうか。実際に配備するのが難しいのであるならば、例えば公用車等に常時搭載しておくようなことはできないのでしょうか。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 町内に配置している状況、これらの情報の住民に対する提供につきましては、これは今後取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。せっかく設置してあるものにつきましては、必要に応じて利用していただくことが原則でございますので、それを知らさなければやはり、利用も難しいかと思っております。これは積極的に進めてまいりたいと思っております。ただ、導入に対する財政支援については、これは十分に検討しなければなりませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。(なしの声あり) 以上で、長浜 議員の一般質問を終わります。次に、須崎 栄子 議員の「特別養護老人ホーム「恵寿荘」への入所について」の発言を許可いたします。須崎 議員。

○6番(須崎栄子君) 6番須崎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、特別養護老人ホーム恵寿荘への入所について伺いたします。少子高齢化が進行する中、我が町もけっして例外でなく、高齢化社会に突入し、介護を要する高齢者が年々増加しております。そこで、まずもって、町民への的確な情報の提供ということでお聞きいたします。特別養護老人ホーム恵寿荘への入所希望待機者は、常時100名と聞いておりますが、町民にこのような説明をしているのか、お答えをいただきたいと思えます。仮に3桁を超える待機者がいるとなれば、本人の体の様子や家族の状況にもよりますが、入所決定が場合によっては、何年もの先送りとなれば、大変深刻な事態が懸念されます。実態として、入所申込者に対して、どのような説明をしているのか、お聞かせください。次に、一般論として介護度3以下でも本人や家族の事情が、入所要件に合致すれば、入所申し込みは受け付けしてくれると聞いておりますが、恵寿荘には、このような待機者は何人いるのか伺いたいと思えます。次に、入所申込みが多く、かなりの待機者を抱えている中で、入所決定は、単に受付順とはなっていないと受けとめておりますが、どのような委員会組織を設け、入所決定の手順を踏んでいるのか、伺いたいと思えます。相当数の待機者がいることが事実であれば、定期的に申込者の全体について実態調査をして、優先順位の再確認や多床型であるだけに、臨機応変な入室の見直しなど、常日頃どのような待機者対応に取り組んでいるのか伺います。慢性的な待機者対応は、今後とも課題の1つとして想定しておりますが、この対策への取り組みとして、恵寿荘の増設や改修について早急な方針を立てる時期に来ているものと思えますが、見解について伺いたいと思えます。また、町内における年金受給者は国民年金への加入者が多く、実態として家族の金銭的な支援がなければ、入所への問題解決ができない方も見受けられると思えますが、これに対する現状認識をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) お答えいたします。1点目の「待機者の状況について」と関連がありますので3点目の「介護度3以下の方の待機者の状況について」併せてお答えいたします。恵寿荘への入所申請者は、8月末現在110名おられ、この内新冠町の方が51名、新ひだか町の方が48名、その他5市町村から11名の申請者がおられます。昨年度の介護保険法の改正により、特養への入所が原則介護度3以上となり、特例入所の対象となる介護度2以下の方の申請者は21名となっております。ですので、ご質問の介護度3以下の申請者は63名となります。それから、入所申し込みに対する家族への説明というのがちょっと、私の答弁と違うかもしれませんが、もちろん入所者の入所申請者の状況については、このような状況になっていることはご説明申し上げますが、そのほかについては、

ご家族の方が施設に来られた際には、施設や利用料金の概要、施設で提供している介護サービスの内容並びに入所される方の日課等の説明と併せ施設内の見学をしていただいております。次に、4点目の「入所決定までの手順について」のご質問でございますが、恵寿荘入所指針に基づき入所判定委員会を設置し、毎月1回を目途に開催しております。提出された申込書の情報を定められた入居優先度判定基準により点数化し、家族や主治医、介護認定調査員等の意見と併せ総合的に判断し、男性、女性それぞれ3名程度を緊急度の高い方として選出しております。選出された方々に対し恵寿荘の介護支援専門員、介護職員、看護師がご本人と面談し、適正と判断された方にはご家族へ入所の優先度が高い旨を連絡し、空床の発生に合わせ順次入所していただく流れとなっております。次に、5点目の「待機者に対する実態調査について」のご質問でございますが、入所申込みをされた方々の実態調査につきましては、適宜、担当する介護支援専門員やソーシャルワーカーからご本人の情報をいただくと共に毎月3回開催されております介護認定審査会において介護度に変更があった方につきましては、保険者からの資料により医療機関や施設等に出向き面談調査を行っております。続きまして、6点目の「恵寿荘の改修について」のご質問でございますが、今年度の町政執行方針でも述べさせていただいたとおり、老朽化した恵寿荘の改築には、多額の財政負担を伴いますことから、策定される「公共施設等総合管理計画」と併せ、進めなければならないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。次に、7点目の「国民年金受給者の入所申込みが多い中で、入所にあたって家族から金銭面への支援対応について、要望の有無について」のご質問でございますが、入所申込みの際、ご家族には所得区分に応じた利用料金の説明に加え、非課税世帯に該当する方への食費、居住費に対する介護保険からの補足給付、更に介護保険制度において、所得区分に応じた負担限度額が定められており、低所得区分に該当する方へは、過度の負担とならない制度であることも説明させていただいており、多床室で運営する恵寿荘が他の施設よりも低額な利用料であることは、多くの方に周知されておりますので、特に町独自での支援策は講じてはおりませんし、また支援の要望につきましても、家族から求められたことはございませんが、今後、要望される方がございましたら、施設として現入所者で所得階層の低い方がとられている対応を参考にご説明させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、須崎議員。

○6番(須崎栄子君) 町民意識として、恵寿荘に対する期待と信頼は、大変大きなものがあると思います。近年どこの老人施設の介護も担い手不足を抱えており、この対策として、以前町内でも実施した事業の1つであります介護福祉の現場の人材確保のため、ヘルパーの養成講座の開設についての働きかけや、専門学校との連携による卒業生の確保についても施設の充実を図る上で早急な取り組みが必要かと思っております。高齢者は、まだまだ町内では増えるものと考えられますが、そのための人材確保についてもどのような考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 介護職員の確保というのが、非常に難しくなって来てございます。そういう中では、今お話がございました人材確保、大変重要な課題だと思っております。ヘルパーの養成等につきましては、以前にいろいろそういう養成講座もやった経験が、社会福祉協議会の方で、主体になって実施してございますので、その辺りにつきましては、福祉協議会とも十分協議を重ねて見たいと思っておりますのでございます。また、直接資格の持った方々を採用するという事は、現在非常に難しくなっておりますので、多分前回の議会だと思いますけれど、その人材確保のための給付金。そういうものの制度をこの議会条例化して制定いたしましたので、そういった制度も広く周知をいたしまして、人材確保を図って行きたいと思っております。これは恵寿荘だけの問題ではなくて、町内にある他の福祉施設でもそういうようなお話がございまして、ぜひ、これをPRいたしまして、利用していただき、そして人材の確保を図っていきたく、このように考えているところでございます。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。(なしの声あり) 以上で、須崎議員の一般質問を終わります。次に、**但野 裕之 議員の「青年の家の合宿施設としての利便性の向上について」**の発言を許可いたします。但野 議員。

○4番(但野裕之君) 4番但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、青年の家の合宿施設としての利便性の向上について、質問いたします。青年の家は、合宿施設としても利便性に優れ、高い評価を得た中で利用されています。当町がレコードと音楽によるまちづくりでレ・コード館を設置したことから、音楽の町として、広く認知され、成果発表の場として、町民ホールも利用できることで、白石高校吹奏楽部や北大のビックバンドの合宿にも利用され、他町にない特色ある合宿環境となっています。しかしながら、残念なことに、炊事施設がないために、自炊ができず、食事は指定業者へ注文しなければならないルールになっています。弁当の持ち込みも禁止され、野外バーベキューをするにも食材は指定業者からの納品となっています。そのため、低料金の施設使用料にも関わらず、食事代が高くつく結果となり、利用者から食事に対する不満の声が多く聞かれます。過去に決算審査特別委員会などで、幾度となく改善を求めた経緯がありますが、一向に改善されていません。合宿施設として利便性とその機能を高めるために、自炊施設を設置することが望まれます。青年の家は、幾度かの改修工事を行い、築50年を迎えます。今後閉鎖するのか、新築して存続するのか。計り知ることはできませんが、新築するのであれば、その時点で自炊ができる炊事施設の設置が得策かと思われま。しかしながら、もし現状のままで運営するのであれば、高額な設置費用が掛かることも承知の上ですが、自炊施設を設置すべきではないでしょうか。自炊施設の設置が不可能であるのなら、現行の食事ルールを残した中で、持ち込みの禁止を廃止し、持ち込みを可能とする

のがホスト町としてのおもてなしの心だと考えます。青年の家の利用状況と今後のあり方について説明を求めます。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。杉本教育長。

○教育長(杉本貢君) 但野議員からのご質問にお答えいたします。町立日高判官館青年の家は、昭和41年に設立され、組合立での運営を経て、平成11年度から町立の社会教育研修施設として運営してまいっております。ご質問いただいた宿泊される利用者への食事については、平成14年度までは施設内の厨房で調理し提供しておりましたが、保健所から、厨房施設や設備の老朽化対策について指導があり、改修に多額の経費が見込まれ、当時は行財政改革に取り組んでいた時期でもありましたので、厨房で調理する方法から現在の給食配達方式に改めたものでございます。ご質問の利用状況についてですが、平成27年度における、青年の家の宿泊実績は、31団体、延べ2973人に利用いただいております。また、宿泊に伴う食事数は、年間約5500食で、このうち、指定業者の食材で野外バーベキューを行った団体は5団体ございました。ご指摘いただいたように、利用者の中には自炊を希望される団体もおりますが、一方で3食の提供を望まれる利用者もおられます。仮に、施設改修を施し自炊や持ち込みを認めた場合、現在、提供している食数が大幅に減少することが予想され、町内の指定業者が継続して配食事業を受注することに支障が生じてまいります。また、弁当や食材を町外で買い求める利用者も増えることも考えられます。教育委員会が管理運営する宿泊研修施設として、町内業者や町内消費も念頭に置き、利用者の要望を可能な限り聞き取り、指定業者との調整を図りながら運営しておりますので、現状の運営方法についてどうぞ深いご理解をお願いいたします。次に、今後の施設のあり方についてのご質問でございますが、ご承知のとおり青年の家は、名誉町民であります。故 浅川義一氏から「青少年の研修施設の建設」を目的として頂戴した多額の寄付金を原資として、昭和41年1月に開設され、町内外の方々に愛されながら、半世紀を経過したわけでございます。時代の経過とともに、利用形態も変化し、施設も老朽化しておりますが、浅川氏からいただいた意思是、継承してまいりたいと考えております。

青年の家は、青少年の文化やスポーツの合宿、小中学校の自然体験研修、町内子供会の宿泊研修などに加え、農業実習生の研修でも利用されており、町づくりや、人材育成において、当町の特徴の一つであると認識しております。そのため、教育委員会といたしましては、今日の町内各教育施設の老朽化の現状に鑑み、改築や改修、更には、運営方法についても検討を進めなければならない時期であると認識しておりますので、青年の家が持つ、宿泊研修施設としての機能は、その検討の中で、継続して位置付けするとともに、運営内容についても検討を加えてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、但野議員。

○4番(但野裕之君) 地元指定業者を保護することは重々承知していますし、そのとおりだと理解しております。しかし、施設を利用する利用者側の立場、身になって考えることがおもてなしをする上で、大切なことだと考えます。利用しやすい環境を整えることで、

多くの利用者に喜ばれ、一人でも多くの利用が見込まれるはずです。利用者の消費は食事だけではありません。食事以外にも少なからず消費が行われ、当町にお金を落としてくれるに違いありません。食事の持ち込み禁止が廃止となったなら、地元指定業者に多少の影響があるかも知れませんが、そのすべてが町外から持ち込まれるものとは限らないと思います。利用者側の立場になって、身になって考えることが行政サービスの原点かと思えますし、そのことで施設の機能が本来の機能以上に感じられ、利用者の評価がより高いものになると考えます。その点を考慮して、早急に現行の食事システムを併用しながら持ち込みの禁止を廃止すべきと考えますが、再度答弁を求めます。

○議長(芳住革二君) はい、杉本教育長。

○教育長(杉本貢君) 重ねてのご質問でございますが、教育委員会といたしましては、青年の家は管内、日高の国少を除きますと、管内唯一の青少年の生涯学習の体験的な施設として、非常に大事な施設だと認識しているところであります。また、先ほども申し上げましたが、名誉町民の浅川さんの意思を守り、勤労、青少年、農業の研修、人づくり、まちづくりとその意思は大事にしていきたいと考えているところでございます。重ねてのご質問でございますが、利用者の中には、合宿の目的であります練習、体験活動に専念したいと、3食を提供していただけるのはありがたいという声も聞いているのも事実でございます。議員ご指摘のように、利用者ニーズに応えるということが大切なおもてなしの心かと思えますが、申し上げましたように、非常に施設も老朽化して来てございますので、運営面とあわせて、ハードの面もあわせて一体的に青年の家の運営につきまして、教育委員会で慎重に必ず検討してまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。(なしの声あり) 引き続き、「新冠産黒毛和牛のブランド化について」の発言を許可いたします。但野議員。

○4番(但野裕之君) 引き続き、通告に従い新冠産黒毛和牛のブランド化について質問いたします。当町の黒毛和牛は、官・民が一体となった努力で素牛、肥育牛とも、市場関係で高評価を得ています。新冠産牛はブランド牛「みついし牛」としてそのほとんどが東京食肉市場に出荷されています。この新冠産牛は、Aコープ店が閉鎖されてから、購入することもできず、町民が食する機会は、ふるさと祭りでしかなく、口にしたいけれどもできない状況にあります。また、新冠産牛がA5ランクの高評価を得ていることは、町民誰もが知るところであり、当町の特産として、贈答品にも利用したいという声も時折耳にします。このようなことから、新冠産牛のブランド化の機運も高まっているように感じられます。黒毛和牛のブランド化で、身近なところでは白老牛があり、町おこしで大成功した実例と言えるでしょう。管内ではブランド牛として、えりも短角牛、平取牛、みついし牛があります。えりも短角牛は、えりも町の高橋牧場の1戸で、約250頭が飼育され、牧場

内のファームインレストランで、肉料理が提供されています。平取牛は、直売所などが整備され、町民も買い求めやすく、また、町外からも多くの需要があり、集客のできる特産品となり、贈答品としても焼き肉やハンバーグなどが利用されています。平取町ではトマト「ニシパの恋人」と共に平取牛が2枚看板となる観光資源となっているように感じられます。当町も新冠産黒毛和牛をブランド化することで、町民に提供しやすくなることはもとより、直売所、焼き肉レストランなどを設けることにより、観光資源として十分に活用されることが見込まれます。新冠産牛のブランド化は、ブランド牛の後発組となりますが、ブランド牛となる肥育牛を供給する下地は完成し、その機は熟していると思われれます。先進地のブランド牛の市場調査、検証等を行い、新冠町らしい独自性を持たせた事業展開をすることで、先進地にはない個性あるブランド牛を誕生させることが可能なのではないのでしょうか。年間約250頭の肥育牛で、ブランド化が可能とされています。ブランド化により新冠産牛を町民にとって身近なものとなり、新たな特産品として注目されることでしょう。ふるさと納税の上位の自治体の返納品は、そのほとんどがブランド牛か海産物であるのが現実です。当町もブランド牛、新冠牛があるのであれば、ふるさと納税額が上がることは間違いありません。新冠産牛のブランド化は、生産者からもその声は挙がっています。みついし牛は23戸の生産者が、年間約600頭を生産していますが、町内生産者の割合はどのようになっているのか。町単独で年間約250頭の肥育牛の生産頭数を確保し、当町独自でブランド牛「にいかっぷ牛」を誕生させるべきと考えます。町長の所見を伺います。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) お答えをいたします。議員からご質問の新冠産黒毛和牛のブランド化について、お答えいたします。町内で肥育出荷されている黒毛和牛につきましては、議員が言われるとおり、そのほとんどが「みついし牛」として出荷されておりました。「みついし牛」は新冠町からえりも町までの肥育農家の方々の多くが参画し、広域出荷体制を構築しているものでございます。ご質問のありました1点目の「みついし牛」の生産者23戸、年間約600頭の生産に対する町内生産者の割合についてですが、町内で黒毛和牛の肥育をされている生産者の方は4戸いらっしゃいますが、このうち3戸の方が「みついし牛」として出荷をされております。出荷頭数は年間約60頭となっております。これに町有牧野及び和牛センターからの出荷分を加えますと年間約120頭の出荷頭数となり、「みついし牛」の約2割を新冠町産が占めている現状でございます。2点目についてですが、和牛生産を振興する上で、ブランド化を目指すということは当然の目標であると私も考えておりますが、そのためには様々な課題もございます。その一つには、議員からもご指摘がございましたとおり、高品質で、まとまったロット数を安定的に出荷できる体制が必要でございます。このため町有牧野では、肥育生産の拡大を図るべく、肥育技術の研鑽と普及に努め、実証展示を行ってきた経過がございますが、拡大には至らなかったのが現状でございます。この理由には、身体への過剰なストレスを加える肥育は事故リスクが高

いこと。肥育に要する約20ヶ月の間の資金調達の問題、枝肉価格に対する生産コストの問題、上物に仕上げるには高い技術を要すること。これらの要因が肥育に踏み込めない理由と分析しておりますが、近年は素牛価格が高騰している情勢も加わり、素牛出荷から肥育出荷にシフトを変えることは、更に難しくなっているものと思われまます。二つ目には、肥育方法のマニュアル作り・統一化という問題でございます。現在の「みついし牛」は肉質等級が高く、安定した品質を保っていることから、市場からも高い評価を得られております。ここに至るまでには、生産者だけではなく、エサを取り扱う飼料会社や農協等関係団体が連携した中で、配合飼料の統一や成長段階に合せた配合割合など独自のマニュアルを構築されてきたものと推察されます。何よりも複数の生産者が同じ目線、同じレベルで、マニュアルの確実な実践に努められてきた結果であると存じます。新たにブランド化を図るには、新冠和牛としての統一した肥育マニュアルを一から構築することになりますが、場合によっては、これまでの品質を低下させてしまう懸念もございます。また、肥育生産者は、以前にもブランド化を目指していた経過がありますが、生産コストなど、それぞれの経営事情、経営方針から「みついし牛」としての肥育出荷、又は独自の肥育出荷を選択されたものですから、その考えは尊重したいと存じます。三つ目には、ブランド力が持つ所得の優位性の問題でございます。枝肉取引は「せり売り」によって価格が決定されますが、東京食肉市場では北海道枝肉市場よりも高値で取引されることが通例でございまして、生産者は東京食肉市場への出荷を希望されております。中でもブランド化された「みついし牛」は市場への生体搬入が優先されますので、ブランド力の低い産地に比べますと、価格的にも有利となります。当町が新たなブランドを謳い、東京食肉市場に出荷した場合にも、ロット数が確保出来なければ継続した出荷は困難でございますし、市場からの評価を得るには相当の期間を要しますので、経済的ロスも大きくなり、この優位性を失うことは肥育生産者の方も望んでおりません。以上、申し上げましたとおり、過去からの経過の中で、現在の生産規模を維持しているのが、精一杯の現状でございますし、「みついし牛」として出荷する体制は、肥育生産者の方が、ご自身の所得確保のために選択をされた手段でございます。議員からのご提案は、多くの町民に望まれていることと理解しておりますが、このような情勢でございますので、今後、和牛を取り巻く生産環境、市場動向等が変化し、肥育牛増産への気運が高まった際には、ブランド化に向けて町としても積極的な支援を行いたいと存じておりますのでご理解をお願いいたします。なお、町民が食する機会が無いとのご指摘でございますが、町内には生鮮食品を扱う環境が少なく、また高価な食品のため、廃棄ロス等を考慮いたしますと取扱いが難しく、常時購入できる環境にはありませんが、新冠温泉では新冠町農協を通じて、東京食肉市場のバイヤーから新冠町産のものを購入し、ステーキを提供しております。また、本年度から「ふるさと納税」の返礼品として「にいかつ産和牛」を提供されている肥育生産者の方は、地産地消の一環として町内に牛肉を卸し、居酒屋では焼き肉メニューを提供し、好評を得ているようでございます。また軽食・喫茶店ではハンバーガーの販売が始まったところでございまして、少し

ずつではありますが、新冠町産和牛を食べる機会も広がりを見せておりますので併せてご報告いたします。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、但野議員。

○4番(但野裕之君) ただいまの町長の答弁で肥育に踏み込めない理由などがあり、ブランド化は難しいという理由がはっきり分かりました。ですが、気運が高まれば、ブランド化を進めたいというそういった発言がありましたので、その機を待つのではなく、今現在の状況を把握するという上でも、生産者、農協、観光協会、所管する担当課が一体となってプロジェクトチームを作り、機が迎える前段でいろいろ研究・検証を行なって前準備をする必要があると思うのですが、どうでしょうか。気運が来る前にそういうプロジェクトチームを作り、検証していく考えはないでしょうか。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) いろんな形で調査・検討はしなければならないと私は思っております。ただ、これは私も以前から考えているのですが、そういう先が拡大していくことが、望めるような事業であれば、当然こういうことに取り組んでいくべきと思っております。非常に先行きは難しいなと思っております。それで本来であれば、こういう各町ごとではなくて、日高管内なら日高管内の日高牛とか、そういうブランドで全国に売り込めるようなことも必要でないかなという思いを私はずっとしていたのですが、なかなか実現できないのですけれど、せっかくご提案がございましたので、そういった検討する機会はずっとも持ちたいなと思っております。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。(なしの声あり) 以上で、但野 議員の一般質問を終わります。次に、**椎名 徳次議員の「防犯対策について」**の発言を許可いたします。椎名 議員。

○7番(椎名徳次君) 7番椎名徳次です。議長さんのお許しが出ましたので、防犯対策について を質問させていただきます。最近、日本全国はもとより、世界中のあちこちで信じがたい事件が頻繁に発生しております。我が町の町民はもとより、他町村からの来町者たちも安心して滞在できません。そこで、公共施設レ・コード館、道の駅の内外もそうですけども、診療所、特別養護老人ホーム、小学校、中学校、それから他にいろいろな公共施設がたくさんありますけども、イベント広場それから防犯カメラの設置状況、防犯カメラをどこにどのくらい設置しているか。それからイベント開催にあたって、防犯協会との連携について、今後の対策について町長に答弁をお願いします。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) お答えいたします。近年、町内で発生する犯罪は、自動車の盗難事件、連続侵入窃盗事件、不審者による子どもへの声掛け事案など一般町民の日常生活を脅かす事件、事案が発生しています。また事件発生から犯人検挙までに時間を要するこ

とが最近の犯罪の特徴となっております。質問の1点目の町内公共施設における防犯カメラの設置状況ですが、レ・コード館 館内に13箇所、道の駅内に4箇所、特別養護老人ホーム内に1箇所、青年の家外部に1箇所設置し、防犯対策としての役割を担っているほか施設管理の目的も兼ねて設置しています。これらの防犯カメラは、人的な見守り活動を補う役割として効果が大きいとされるほか、犯罪発生の抑止力に繋がるとされ、設置者である町も防犯カメラの設置効果については十分認識するところです。2点目の防犯協会との連携についてですが、現在防犯協会が行う各種防犯警備、歳末警戒パトロール及び各種防犯啓発活動等において町として支援し、協力連携を行っているほか、防犯啓発活動に必要となる諸経費についても補助支援を行っています。最後に今後の対応についてですが、犯罪の防止には、地域住民が連帯し見守りをして行く活動が効果的と考えますので、防犯協会との連携は、これまでも行っているさまざまな場面での人的協力を中心に、より一層の連携に努めることとします。また防犯カメラの設置については、その有効性は十分に認識するところですが、まずは施設利用者等への配慮と公共の場を利用する多数の方々のプライバシーとの調整など整理すべきさまざまな事項の調査、検討を行い、かつ防犯協会等の関係機関の意見を踏まえその方向性を決めて行きたいと思えます。町民の安全、安心な生活の確保は、まちづくりの根幹と考えるところであり、さまざまな施策を実施することで、より一層住みよいまちづくりを推進して参ります。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、椎名議員。

○7番(椎名徳次君) レ・コード館内外とか、道の駅には台数あるのですけども、特老それから青年の家とかは1台ずつしか設置していないことで、それと個人情報の話がありましたけども、この個人情報と防犯カメラは切り離して考えなければいけないと思うのですよ。個人情報が大事だと言ったら、カメラは一切設置できませんからね。防犯カメラは、誰でもいつでも見てもらうものではないですから、やはり何か事件があった時に見るものですから、防犯カメラはもう少し個人情報を考えないで、やはり考えると出来ません。どこにもつけられませんから。個人情報を関係なく、もっと内外に台数をつけるべきだと思いますけど、如何ですか。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 先ほど町内の設置状況についてお話を申し上げましたけれど、主体が防犯カメラというよりも、施設の監視の面でのカメラというようなことで、それを重点的に考えて設置をしているところでございまして、公共施設等にはっきりした防犯カメラということで設置する場合は、やはりそれなりの条例できちっと、条例を制定して、その上で設置ということになるかと思っております。ですから、それにつきましては、今後そういうことを進めるかどうかも含めまして、関係機関と意見を交換いたしまして、検討を進めていきたいということでございます。なお、民間の方々も、防犯のカメラを設置しているところも町内ございますが、それにつきましては、特に問題はないようでございますが、公共施設等にそういう設置をする場合は、条例の設定が必要ということでござい

ますので、多くの皆さんからご意見をいただきまして、そういう方向でよろしいということであれば、条例を設置いたしまして、設置を進めていくと、そういう段取りになるかと思っております。ご理解いただきたいと思います。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。はい、椎名議員。

○7番(椎名徳次君) 今回の答弁で防犯という観点でないことで答弁を受けましたけども、いろんな事件が起きてからでは遅いので、防犯カメラが設置されているよ。というのを町民にも周知して、町民ばかりでなく、やはり防犯カメラが設置されていることによって、犯罪も1つでも2つでも減るのではないかと、そういう観点からいったら条例を作っても、防犯カメラの設置を期待しますのでよろしくお願いします。答弁は要りません。

○議長(芳住革二君) 以上で、椎名議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

(休憩 10時58分)

(再開 11時10分)

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。次に、**武藤 勝罔 議員の「災害復旧について」**の発言を許可いたします。武藤 議員。

○9番(武藤勝罔君) 9番武藤です。私は今年の6月の定例会で防災対策について伺いましたが、今回の豪雨並びに台風により大きな被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。私は今回の現場を見て、また、町民から寄せられた声をもとに今後に生かしていく立場から、3点質問をいたします。1つは、今回の被災箇所は、今回の台風により新たに生じた箇所もありますが、多くは13年前の水害などで被害が出た箇所だと思います。町民の声として、さっぱり声として挙げているが、直してくれない。あるいは抜本的な対策をしていけば、こんなことにならないのに。などの声が出されていました。町としても対策を行っているし、予算の関係や内容によっては、国や道との関係もあり、簡単にはいかないと思いますが、復旧工事の工程表を作成し、町民や自治会の方とも話し合っただけで進めていくべきではないかと思いますが、その点の見解を伺います。2つ目は、災害復旧は、原状回復が基本と言われますが、今後起こり得る災害の防止という観点から、あらゆる事態を想定し、災害の新たな様相や変化にも応じた万全の対策を講じることが必要と思っております。そのことを国や道にも強く要望していくことが大事と思い、その点についても伺います。3つ目は、今回の災害による被災者への支援を充実すべきと思っております。1つは新冠町災害に伴う住宅被害見舞金支給規則による支給金額は、増額するべきと思いますが、どうでしょうか。2つ目は、農作物の被害、特に野菜の被害に対する支援、現在のこの農業共済制度ではバレイショ、小豆、大豆などは範囲に入っていますけれども、野菜の多くは対象外となっておりますので、特に野菜の被害に対する支援が、手厚く必要だと

と思いますが、その点も伺いたいと思います。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) お答えをいたします。1点目の復旧工事の工程表を作成し、町民や自治会などとも話し合っ、進めて行くべきではないかについてお答えいたします。それぞれの被災原因をよく調査し、どのような対策を講ずることが効果的なのか等を、町だけではなく、日高振興局の治山担当部局および室蘭建設管理部の土砂災害担当部局等関係機関と協議を進めたいと考えているところでございます。また、災害復旧工事の進め方についてでございますが、いままでも地権者とは工事内容の説明、発注時期、工事期間、資材運搬経路等について個別に相談し、必要に応じ自治会とも協議をして来てはおりますが、更に丁寧な住民対応を心がけ、進めてまいりたいと考えているところでございます。次に、2点目のあらゆる事態を想定し、災害の新たな様相や変化にも応じた万全の対策を講じることが必要ではないかについてですが、議員のおっしゃるとおり、災害復旧事業の基本的な考え方は、原形復旧が原則ではありますが、被災原因の除去、再度災害防止等に努め、町民の不安を少しでも解消できるように国や道と協議し、復旧対策を講じて行きたいと考えているところでございます。次に、「新冠町災害に伴う住宅被害見舞金支給規則」による支給金額は増額すべきとのことですが、「新冠町災害に伴う住宅被害見舞金支給規則」は、災害により住宅に被害を受けた方が、生活を再建するにあたり「日常生活用品等の購入に役立てほしい」という目的で、見舞金を支給しているもので、見舞金の額は、全壊20万円、半壊15万円、床上浸水10万円となっており、住宅の再建費用に支給しているものではありません。この度、被災された方々には、全壊1棟20万円、床上浸水6棟60万円を支給しており、この額は、「平成15年8月・台風10号災害」及び「同年9月・震度5弱十勝沖地震」の際に支給した額と同額であり、この額を変更する予定は現在のところございません。なお、管内の見舞金の支給状況ですが、3町のみではかは支給していないと思いますけれども様似町は、全壊10万円、半壊5万円、また、日高町では、全壊10万円、半壊5万円、床上浸水3万円となっているものを、今回の災害に限り、全壊100万円、半壊50万円、床上浸水20万円の特例措置をもって支給する予定であると伺っておりますが、被災の範囲、規模が当町より甚大であることを考えますと、この特例措置を当町に適用することにはならないと考えております。次に、農作物被害、特に野菜の被害に対する支援が必要とのご指摘につきましては、本定例会、初日に行政報告いたしました「農作物の生育状況と販売状況について」の中で、若干触れましたが、農作物への被害につきましては、農地への冠水や土砂が流入した箇所が多数あり、一部の圃場では水稻や地場用野菜の収穫が困難又は品質の低下が懸念されておりますが、農作物全体的には深刻なダメージは少なく、順調に収穫をされているとの報告を新冠町農協から受けておりますので、特別の支援策については、予定をしておりません。ただし、被災された農地の復旧に対しましては、新冠町農協を通じ、町単独事業でございます「小規模農地災害復旧事業」の申込受付を始めておまして、本事業の補助限度額につきましても従来の30万円から50

万円に特例的に引き上げて、対応して参りますので、ご理解をお願い致します。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○9番(武藤勝囿君) 2つ目の原状回復と言いますか、この点について私もいろいろ調べたのですが、法的な根拠はないはずなのです。ですから、先日も総務常任委員会でいろいろ意見出された中で、その査定官によって対応が違うと、査定官もけっきょく、その法的な根拠がないから、ある人によっては、こちらの意見聞いて、よりアップした形でやってくれる人もおりますし、とにかく原形復旧が基本なのだという人もいると把握しておりますので、ただ、今の状況を見ますと、今までは大体100ミリだとか、せいぜい200ミリを想定した作りになっていると思うのですが、今回のいろんな最近の様子を見ますと、500だとか600ミリだとか、ざらにある状況ですから、そういう昔の対応では、今後起こり得る今の地球環境の変化と言いますか、それに対応できないと思うのです。ですから、その点ぜひ、強く国や道に要望を上げて欲しいと思いますけど、その点について再度伺います。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 武藤議員のおっしゃることは本当によくわかります。私どもも災害査定等を受ける立場になっておりますと、そういう思いはいつもしている訳でございますけれど、なかなかその辺は、理解をしていただけない現状でございます。ただ、おっしゃるように今までとやはり災害の中身が違って来ておりますので、その辺は全道的にも共通の課題だと思っておりますので、新冠町だけでなく、他の町とも連携しながら、そういった制度の取り扱いにつきましては、もう少し弾力的に取り扱っていただけるような働きを道や国にもしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。(なしの声あり) 引き続き、「JR問題について」の発言を許可いたします。武藤 議員。

○9番(武藤勝囿君) この件に関しては一昨日の全員協議会の中で、最新の被災箇所の状況、写真を見せられて、本当に大変な状況だという把握、認識を強めた訳ですけれども、しかし、あれを見て私は鉄道は必ず守るべきだという思いも一層強くなってきました。その立場から、2点について質問します。1つは8日の沿線自治体協議会でのJRの提案に対して、新聞報道によりますと、道は財政支援は考えていないという報道もありましたけれども、もうこの段階になりますと、やはり、もう国が乗り出すべき段階に来ていると思います。そこで、この問題に取り組むにあたっては、昨日も隣の日高町でも論議されたようですけれども、オール日高、オール北海道の取り組みで国の支援を求めていくべきだと思いますけども、その点についての見解を伺います。2つめは、費用負担については、各町や各機関との協議を深めつつ、当面のJRとの話し合いで、財政支援は困難との回答はしな

いことが大事だと思っております。住民合意がないもとの、JR提案を受け入れないことが大事と思いますが、その点についての見解も伺います。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 議会の初日に行政報告で申し上げた通り、今般初めて日高線の持続的な維持に必要となる費用のうち、13億4千万円を沿線自治体が負担する案と、同程度の負担が見込まれる上下分離方式の二案がJR北海道から示されたところですが、いずれも現状の厳しい財政状況下では、これを負担し続けることは困難であるという考えは、各町共通しているものと認識しているところでございます。ご質問のございました1点目の、オール日高、オール北海道の取組みで、国の支援を求めべきということにつきましては、北海道町村会において、鉄道を巡る諸課題や今後のあり方等に対する議論が行われており、さらに各地域からの意見等を踏まえ、国に対して「安定的な鉄道ネットワークの構築」に向けた、緊急の要請活動が10月に予定されております。この要請の中身としては、現段階では案という取扱いですが、JR北海道は、利用者の減少や経営安定基金の運用益の低迷に加え、安全投資や修繕費の増加等により極めて厳しい経営状況にあり、また、老朽更新に多額の費用を要することが見込まれ、経営努力だけで鉄道ネットワークを維持することは困難な状況にあるため、JR北海道が将来にわたって責任ある公共交通機関としての役割を果たすことが可能となるよう、経営再建に向けた抜本的な支援策を講じることを始め、JR北海道の老朽化した鉄道施設の保全・更新や路線維持のための支援制度の創設と、安全確保の取組みの確実な実行。鉄道貨物輸送体制の確保並びに貨物列車の走行に伴う、JR北海道の負担を軽減する措置の実施。平成28年台風による被害への支援の実施などを要望することとなっております。2点目の費用負担については、議員がおっしゃる通り、各町や国・道との協議を深めつつ、その方向性や対応等について判断を行わなくてはならないものと考えておりますが、冒頭で申し上げた通り、JR北海道から提案のあった金額を現状の中で負担し続けることは、明らかに困難でありますので、国からの新たな財政支援措置や、その他何らかの方法で町の財政負担が大きく軽減されることが担保できなければ、費用負担は困難と言わざるを得ないものと考えますし、同時に上下分離方式を含む二つの提案については、現段階では受け入れられないという基本的な考えでおりますので、ご理解願います。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○9番(武藤勝因君) 1点目の件に関しましては、最近新聞報道でもいろいろ報道されているのです。例えば、町村会でも議長会でもいろいろやってくれているのは報道されていますし、それと先日も釧路、網走、根室でしたか。3市長が申し入れを入れたのもありますし、そのほかにもオホーツク活性化期成会だとか、根室本線対策協議会、これらいろいろ動いている訳ですから、これを本当にオール北海道の声としてまとめて是非、奮闘してほしいと思っております。私は、今の状況を見ていて、やはり国の金の使い方が間違っているのではないかと思うのです。1つは、リニア新幹線で、JR東海がやっている訳で

すけども、あそこは余裕があるから、自前でとにかく9兆円の建設費を出していたのを、国が財政投融资を使って3兆円貸付けるわけでしょう。ですから、それは本当に北海道の地域公共交通を守る点からすれば、地方創生の関係もありますし、そういう点で、ぜひ北海道にそういう投入する必要があると思うのです。それから2つ目の財政困難ということで、絶対その当面は言わないべきだと。これを言えば、すぐ廃線になりますから。だからこれはもう絶対言わないと。私はJR北海道は100%国が出資しておりますし、そういう点では社会基盤整備は国や道が一体で進めることが必要だと思っていますし、なによりも鉄道を含め、地域公共交通のあり方は、沿線住民あるいは利用者が決めることが基本だと私は思っていますので、そういう点で住民合意を得ながら進めていくことが大事だと思っています。その点での再度町長の見解を伺います。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 基本的には、そういったこの地方だけで、ここの日高線を維持することが、非常に難しいことでございますので、国や道の支援を受けなければできないと思っておりますけれど、それにはおそらく相当時間がかかると思います。このJRの支援について、国の理解を得るといのは、非常に難しい状況にあります。赤字になっているのは、大きくは北海道と四国だけでございますので、ほかの地域の議員さん方は、そんなJRの赤字の問題については話になかなか乗ってくれない状況でございます。国として、北海道のJRに補助金を出すとか、何かというのが国会を通るといのは非常に難しい状況に私はあると思っております、それを一つずつ説得して理解をしていくといのは、時間のかかることでございます。実現するにいたしましても、そういった状況を今のこの代行バスでこの不便な状況をこれから何年間も続けていけるのかなど。いうことも1つ出てくると思っておりますけれど、その辺は状況見ながら、判断をしなければならぬと思っておりますけれど、基本的には、おっしゃるような方向で進めていきたいと思っております。ですから、いろんな方法がありますし、夕張市の事例もいろいろ言われます。あれがよいのか悪いのかもいろいろある訳でございますが、そういったいろんな取り組み方があるかと思っておりますので、皆様方からまたご意見をいただきながら、この問題については今後も取り進めてまいりたいと思っておりますけれど、常にこのことは検討課題として長い時間をかけないで、できれば、方向性も見出していかなければならぬと、そういう思いをしながら、今取り組んでいるところでございます。

○議長(芳住革二君) 再々質問ありますか。(なしの声あり) 以上で、武藤 議員の一般質問を終わります。次に、竹中 進一 議員の「豪雨及び台風被害の対応と今後の対策について」の発言を許可いたします。竹中 議員。

○1番(竹中進一君) 1番竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。なお、ただいま同僚議員の内容と重複する点が、多々ございます

が、通告に従い、質問させていただきますので、ご回答をお願いいたします。この度の豪雨、台風により被災されました町民の方々に心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げますところでございます。今回の一般質問は、今、懸命に復興のために役場庁舎内一丸となって、日夜対応いただいております担当者に対してご負担をおかけすることとなるため、いささか心苦しい点もございますが、議会も勿論町民一丸となり復旧に取組み、事に当たらなければならないと思い発言を行うことといたしました。

さて、この度の度重なる重大な被害に対する新冠町の対応は、職員一丸となって、特に8月23日の夜半から行われ、早朝から重機や排水ポンプが稼働していたとの事ですし、迅速適切であったと評価できるのではないかと思います。22日から23日にかけての雨の被災を受け、住民は応急対応後、被害を受けた家屋や施設、農地を呆然と見据え途方に暮れながら、自ら又は地域の方々さらには町の助けを受けながら協力して、今も後片付けに追われている状況です。今回、自己所有の農地が災害を受けた箇所が多い訳ですがその対応として、「小規模農地災害復旧事業」50%補助の限度額が、30万円から50万円に引き上げられたことはタイムリーな大変ありがたい対応でございました。近年における、この様な大規模な災害は平成15年8月9日の10号台風が思い浮かぶわけですが、その時と比較して氾濫した水の量は同じ位であったのではないかと思います。新冠川・厚別川・比宇川・里平川など大きな川による被災は当時の対策によって、少なかったのですが、それらにそそぐ小沢の氾濫により道路の横断管が処理しきれずに被害につながった箇所が多く、その原因は、そもそも横断管の断面が小さく、そこに土砂が堆積したために、横断管の断面をさらに狭くして濁流が溢れ、床上浸水や農地への氾濫を引き起こす結果となりました。この様な事が豪雨のたびに繰り返されているわけですが、町道の横断管については勿論のこと、その対象の多くは道道に係る横断管が多い訳ですから、関係機関には迅速に対応して頂ける様、強く要請していただきたいと思いますがその対応策をお伺いいたします。何よりもまずは床上浸水被害を無くすることを最優先に行わなければならないのではないのでしょうか。甚大な被害を受け、天災であるとは言え、その要因が被災者に有るとは言えない中、私有地に対して町が出来ることは限られているのでは、なかなかやりきれない状態では無いのでしょうか。この様な災害がまたいつ起こるか分からない中で、横断管の入れ替えに時間を要するのであれば、同じ被災を繰り返さないための応急策として、重点箇所を事前に把握し排水ポンプの迅速な配置が出来る体制をとり、床上浸水だけは何としても防ぐ体制を取っていただくことが求められると思います。また田、畑、野菜ハウスも冠水による被災を受けましたが、川の氾濫の原因となったものの一つとして、河原に自生する雑木がございまして、町河川については、年次計画で実施いたしてきましたが、未処理の部分でその明暗がはっきりと分かれてしまいました。この際思い切った処理をしなければならないと思いますし、その雑木搬出の処理も適切に行っていただきたい。また、新冠川においても雑木が相当に大きくなり、さらに砂利が大量に堆積し川の断面を小さくしている箇所が目にする状況です。これも関係機関に強く要望して頂きたい。さらに、新

冠川に設置されている樋門の管理には相当苦心していると思いますが、逆流するようであれば閉めなければならぬ事になると思いますが、川が氾濫している際に樋門を閉める作業を求めるのは相当な危険が伴うと思いますし、肝心の時にハンドルがさび付いて動かない、周辺に雑草が生い茂っているなどの状態が無いように管理がなされているのでしょうか。少なくとも危険な箇所へ管理人が行かなくても良い方法として、リモートコントロールや遠隔操作方式を取らなければ、被害の拡大を抑えることが困難ではないかと思いますが、この対策についても伺います。また、目立たない存在である側溝が、崩れた土砂の土圧によって潰された箇所が多くございます。これによって濁流が溢れ、道路を走り法面など壊している箇所がありますが、これも見落とす事無くコンクリートトラフの強度が高いものに取り換えるなどしっかりと対応いただきたい。私たちの生活に欠かすことの出来ない物流の要、国道と道道が被害を受けました。比較的早く国道の迂回路として、道道が通行できる状態になりましたが、伺うと隣町のスーパーの商品が相当、売り切れ状態であった様です。生活インフラとして物流の要、国道は豪雨などの被害のたびに通行止めを繰り返しております。災害に強い道路として、高規格道路、日高自動車道の全線開通が期待される所です。この建設促進は既に日高町村会や日高開発期成会など、関係者の方々で行っておられるのは伺っています。今回の被害を受け、その必要性と重要性は更に住民から求められる結果となりました。工事前倒しの要請を再度強く行い、安心安全の交通体系確立を一日も早く確立するべきではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 答えします。まず1点目の小沢の氾濫は、道路横断管が濁流を処理しきれなかったのではないかについてお答えいたします。町が管理する道路横断管等につきましては、よく現地を調査し、管の口径を大きくすることが有効であると判断される箇所については、優先順位を決め、年次計画を持って対応して行きたいと考えております。また、道道につきましては、その旨、道に要請してまいりたいと思っております。併せて、排水ポンプ等による対応が効果的な場所なのか、または治山施設および砂防ダム等を設置する必要がある場所なのか等、総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。次に、2点目の河原に自生する雑木の処理についてでございますが、川の流れを阻害させる原因となりうる雑木の処理を、専決処分にて予算措置をした中で早急に対応したいと考えている所であり、今後において中小河川の維持管理につきましても雑木を繁茂させないようにしてまいりたいと考えている所でございます。道の管理する河川につきましては、道にその旨を要請してまいりたいと思っております。次に、3点目の崩れた土砂に潰された側溝の改修についてでございますが、これから発注を予定している工事等の中で対応して行きたいと考えております。次に、4点目の樋門の管理をリモートコントロールまたは遠隔操作方式にできないかについてでございますが、議員が提案する方式の実現は、費用の面からも困難なものと考えておりますが、今年改修を予定してい

る新冠5号川の堤樋門で採用されます自動ゲートにつきましては、場所により樋門の設置者である北海道に要望していくことは可能であると考えておりますので、要望してまいりたいと考えております。最後に、5点目の高規格幹線道路「日高自動車道」の整備につきましては、日高総合開発期成会において毎年度実施しております、国や国会議員、関係機関に対して行う「日高地方の総合開発に関する提案・要望」活動において、平成15年8月台風10号など過去の災害経験を踏まえ、災害に強く安全で安心して暮らせる地域づくりに向けた最重点事業として位置付け、災害時における代替道路の確保及び、日高自動車道を核とした災害に強い道路網の整備促進を強く要望しております。今後におきましても一層の整備促進に向けた活動を、管内各町一丸となって進めて参る所存でございますので、ご理解願います。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。(なしの声あり) 以上で竹中議員の一般質問を終わります。次に、**武田 修一 議員の「JR日高線について」**の発言を許可いたします。  
武田 議員。

○5番(武田修一君) ただいま議長より、発言の許可を得ましたので、通告の順に従って質問をさせていただきます。質問内容がだいぶ重複する点もあるように思いますけれども、できるだけ答弁をお願いしたいと思います。それで、まず最初のJR日高線についての中で、これは自分としては2つに分けて、段落ごとに分けて質問をしたつもりですので、そのように質問させていただきますので、よろしくお願いをします。まず、一連の台風をはじめとする集中豪雨で、被害に遭われました方々に、心よりお見舞い申し上げますと共に、職員の昼夜問わずの懸命なる働きに心から感謝申し上げたいと思います。それでは質問に入ります。まずJR日高線についてであります。今月8日に開かれた管内各町長とJR北海道と道による第5回JR日高沿線自治体協議会でJR側は今後の日高線の運営経費として、年間13億4千万円の地元負担を求めたことに対して、JRが国や道と協議すべきことであり、地元自治体に負担を求めるのは、筋が違うのではないかとの声がありますし、私もそう考えます。浦河町の池田町長は、浦河町として到底飲めないと言明し、新ひだか町の酒井町長も以前、そのような発言をされていたと思いますが、まず1つこの金額の積算根拠はどこにあるのか。2つ目、この協議会のまとめ役の小竹町長としては、どのようなお考えを持たれているのか伺いたいと思います。JR日高線は、高波の被害で去年の1月から長期運休している状態で、復旧できないなら、せめて代行バスの便数を増やしてほしいと話す通学生などの声があります。数字の駆け引きのようなやり取りで議論を長引かせず、もっと利用者の利便性を高めることが急務であると考えますが、そちらの議論はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) お答えをいたします。内容に入る前にJR日高線沿線自治体協議

会の設置目的でございますけれども、これまでも説明してございますけど、改めて申し述べさせていただきたいと思っております。これは、昨年1月に被災した厚賀・大狩部間の復旧に関しまして、JR北海道と道・国の3社で構成するJR日高線検討会議において、必要となる復旧費につきましては、3社がそれぞれ3分の1を負担する旨の合意が形成され、これを実施するための前提条件として、復旧後の日高線について、鉄道を維持する仕組みの構築が求められ、鉄道会社と地域が一体となって、JR日高線を持続的に維持するための各種取り組みを検討・推進することを目的に、本協議会が設置されたものでございます。ご質問の1点目ですが、これまでの行政報告でも申し上げて参りましたし、先日の行政報告でも積算内容等について大まかに触れたところでございますが、協議会の設置目的に沿って、運行再開後の各種利用促進策をJR北海道へ提案いたしましたけれど、経費が収入を大きく上回る試算結果や、効果が限定的で、大量・高速という鉄道の強みを発揮し、輸送密度を向上させるためには、沿線住民の日常的な利用を大幅に増加させることが不可欠という回答にあわせ、当該区間にかかる収支均衡が必須条件とし、その必要金額が16億4千万円の赤字というような中で、そのうち3億円をJR北海道が負担し、残る13億4千万円について、利用促進策等により、収入の確保ができないことから、その負担を求められたものでございます。地方自治体に負担を求めるのは筋違いという声があることにつきましては、国策として、国鉄の分割民営化に踏み切り、広大な面積を有し人口密度が低い北海道での厳しい経営をJR北海道に担わせた結果が現在の状況であるから、国の責任においてしっかり支援すべきという見方や、JR北海道が自ら経営の再建等に向け、国に支援を求めるべきなど、人によっていろんな見方もあるかと思っております。2点目でございますが、昨年1月から運休となっております鶴川・様似間の代行バスの運行につきましては、運行開始当初は便数が少なく、高校での部活動等に支障を来しているということで、運行増便を要請し、現状では特に問題なく運行していると認識しております。ただし、8月の度重なる台風被害により、苫小牧・鶴川間が運休となり、9月1日から代行バスを運行している中で、9月9日の新聞報道によりますと、利用者からは代行バスの便数を増やしてほしいと掲載されておりましたが、昨日行われましたJR北海道島田社長の定例記者発表では、当該区間は今週末の運転再開を目指すということでありますので、不便な状態が解消されるものと考えております。冒頭申し上げました通り、JR日高線沿線自治体協議会は、復旧後の日高線について、鉄道会社と地域が一体となって、JR日高線を持続的に維持するための各種取り組みを検討・推進する場でございますので、それ以外のことにつきましては、議論は行っておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 私の方から、16億4千万円の積算根拠ということがございましたので、回答いたします。16億4千万円のうち11億1千万円これにつきましては、従来の運行に伴う赤字でございます。施設維持費、人件費等々から収入を差し引いたいわ

ゆる経営上の赤字でございます。細かい数字につきましては、手元に資料がございませんので、必要でしたら、また、お示ししたいと思いますけども、そういったことです。さらに協議会の中で新たに、これ以外に土木構造物の老朽化等の対策として、今後おおむね10年間で53億円必要だということが協議会で示されまして、それは、今まで聞いてございませんでしたので、その積算内訳を協議会で示してほしいということの中で、今回示されました。行政報告で申し上げましたけども、53億円の内訳として、斜面及び護岸対策費38億円、橋梁・塗装劣化対策費11億円、橋梁亀裂対策費4億円ということでございます。これをおおむね10年間で割り返しますと5億3千万円がさらに上乗せになるということで、運行のために必要となる経費が16億4千万円です。そのうちJRは3億円は負担しますけども、それ以外の分について残り13億4千万円について自治体に負担を求めたという形でございます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございませんか。武田議員。

○5番(武田修一君) 重なる質問になりましたけども、この地元負担を困難だということと回答すると、JR側はすぐに廃止手続に入ると予想されるかと、さっきもありましたけど、それが1点と仮に日高線が廃止になった場合、大きな被害を受けております沿線海岸の護岸対策はどうするのか。それからもう1点、日高線の存廃問題を起点である苫小牧市などの東胆振地域そちらを含めた議論をあわせてしていくべきだと考えますが、その点は如何でしょうか、お伺いいたします。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) お答えいたします。先ほども説明いたしましたけれども、今回が沿線自治体協議会並びに道と国とJRとの三者で構成しておりますJR日高線検討会議というのは、あくまでも鶴川と様似間の災害復旧のことについて検討する協議会でございますので、それを外れた協議はこの中では一切してございません。また、この負担を求められた金額につきましても、あくまで鶴川から様似間までの経費でございまして、苫小牧から様似間となりますと、また額も違ってまいります。それはまた検討するとすれば、別な機関になるかと思えますけれど、そういった中でいろいろ検討してございまして、最終的にまだ簡単に結論を出さない問題でございますので、正式には負担できない何かということは、JRには今の段階で申し上げておりませんし、また、JRが直ちに廃線すると。そんなことには、なる段階でまだまだないと思っておりますし、そう簡単に廃線ということに私どもは話は持っていくつもりは全くございません。そういった中で、やはり関係機関とどういったら、まず残せるかということで、検討してまいりまして、では、負担が出た場合に負担をどうするかと。これは地元で、この数字を見るとどうしたってできない状況だと思いますので、これを先ほど武藤議員からもお話ございましたが、何らかの形で財源の確保はできる方法はないか、これはもちろん、一生懸命やらなければならないと思っていますので、時間との関係もございまして、そういった取り組みは精力的にやらなければならないと思っておりますので、その後のことにつきましては、今のところどうす

る、こうすることは頭の中にはないということでございます。また、このまま置いておきますと、JRも整備しない、国も手をつけないで行くと、おっしゃるように海岸線が非常に危険な状況になるというのは、誰が見てもわかると思いますので、これにつきましても関係機関としっかり協議していかなければならないと思っております。国土を守るというような立場から、これは進めていかなければならないと思っております。それにつきましても、しっかりと取り進めてまいりたいと思っております。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。はい、武田議員。

○5番(武田修一君) 13日の定例会後の全員協議会でJR日高線の8月の台風や高波による被害状況を、ドローンで撮影したものをスライドで見せてもらいました。崩れた岸壁、線路下砂利の大量な流出、100mにも及ぶ宙吊りになったレール等と想像を超える被害状況で、このスライドがJR側からの提供であったというところに何らかの意図を感じつつも、少なくとも日高町門別から新冠町さらに東側へのJRの運行はもはや現実的には無理になったのではないかと考えられます。これまでの議論は議論として、今後どうするか仕切り直しをして、バス通学者への年間助成や、バスへの転換に伴うバス事業者への年間助成など、新たな段階で議論を早く進めるべきと考えるが、町長のご所見を伺います。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 基本的には早く進めたいと思っております。ただ、単純に進めては、大変なことになる恐れもありますので、いろんな情勢を見極めながら、地域にとって、どのようなことがよいのか、あるいは交通機関も地域の皆さんが利用するにはどのようなことがよいのか。その辺もしっかりと考えながら、取り組んでいきたいと思っておりますので、是非、皆様方からもご意見等いただければ幸いです。次第でございます。

○議長(芳住革二君) 昼食のため、暫時休憩いたします。再開は1時といたします。

(休憩 12時 3分)

(再開 13時00分)

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。「新冠川の決壊対策について」の発言を許可いたします。武田 議員。

○5番(武田修一君) それでは、早速質問に入らせていただきます。新冠川の増水、決壊対策についてということで、今や日本中のどんな場所でも集中豪雨が起り得る。いつまた今回のような河川の決壊につながるような増水氾濫が起こるかわからず、その対策は待たなしであります。日高山脈の向こうで今回は大きな被害がありましたけども、それがこっち側で、洪水があったと想像するだけでも恐ろしい思いがいたします。新冠町も平成15年10号台風の時もそうでしたけれども、豪雨のたびに堤防の決壊が心配され、一度決壊が起きれば、市街地のほとんどが冠水・水没をしかねません。特に東町、北星町の

堤防の高さぎりぎりまで川の水位が上がった今回は、多くの町民が危惧したところだと思います。そこで、新冠川の川底の砂利の掘削や除去を行ったり、生い茂った川の両岸の柳の木を伐採し、整理するなど、堤防の決壊を未然に防ぐ整備方策に取り組む考えはないか、伺いたいと思います。また、大型土のうを普段からいざという時、即座に決壊の恐れのある地点に並べられるように、しかも黒い土のう袋で数十袋程度砂利を入れ、備えておく。こういった対策も必要そして有効ではないかと考えるが所見を伺いたいと思います。樋門の管理はぬかりなく、町、委託先、道の関係者間と連携し、確認や引き継ぎ等の徹底を強く要望したいと思います。特に高江の樋門は、それができなければ今回のように再び農畜産物や補助施設に甚大な被害を及ぼす結果になりかねません。その認識で関係性がしっかりと一致できているかどうかを伺いたいと思います。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 新冠川の決壊対策についてお答えいたします。1点目の北海道が管理する2級河川新冠川 河道内の土砂掘削および立木の伐採等の工事は、平成15年災害以降、年次計画に基づき実施していただいているところではございますが、この度の豪雨、台風により新冠川が増水する様子を鑑みますと、議員がおっしゃるように河道内の土砂除去、立木の伐採等の作業範囲を広げ、更には作業規模を拡大し、早急に実施すべく北海道に対し強く要望して行きたいと考えているところでございます。また、新冠川が氾濫危険水位を超えるような事態になることが予想されるときには、予め用意しておいた大型土のうを堤防に設置することが可能かどうか、堤防の管理者である北海道と協議をしたいと考えているところでございます。次に、2点目でございますが、樋門、樋管の管理は、北海道から新冠町が業務委託を受け管理人を定め、夏場の維持管理を行っているところでございます。議員ご指摘のとおり、高江地区八木樋管のゲートは、地域の方との協議の中で閉め切ったままにすることとしておりましたが、結果的にゲートが開いていたために、この度の台風9号により異常出水した新冠川からの外水が、堤防の内側に入り込み、採草放牧地を傷めたことは、地権者に対し大変申し訳なく思っているところでございます。現在、樋管の設置者である北海道と今後の対応について協議をしているところであり、後刻報告をさせていただきますが、今後このようなことが起きないように、情報交換を徹底して行きたいと考えているところでございます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、武田議員。

○5番(武田修一君) 樋門のことではありませんが、例えば芽呂川があります。芽呂川のように普段はほとんど水の流れがない、少ない川も今回の大水で氾濫して、水田や牧草地に被害をもたらしたということがありました。この箇所は、町も業者を入れて川の中の雑木やそういったものを伐採等で、きれいにしていく作業を進めているところでしたし、今回一気にやるというお話もございました。是非そういうふうに進めていただきたいと思いますが、この川以外にももちろんあると思います。それが流れを止める形になって、氾濫につながったことですから、早期のそういう作業に取りかかっていたいただきたいと思います。

す。同じ被害に再度遭わないようにということで、もし予算が足りないこともあると思いますけども、例えばそういう中山間地の人がなかなか参加したくても、行きたくても行けないふるさと祭りの事業費の一部、そういった地域の排水の整備に係る費用に充てて、そしてそのふるさと祭の方はそういったことで、町民の災害に対する意識を高めつつ、寄附で増額を、ふるさと祭の寄附の額に増額に努めるというようなことで、そうすることによって、中山間地域の振興にもつながるのではないかと思う部分もありますので、提案と言いましょうか。そういうことも含めて、予算のことも含めて、早急な作業、対応をしていただければと思いますけども、ご所見を伺いたいと思います。

○議長(芳住革二君) 小竹町長。

○町長(小竹國昭君) この北海道も、知事がいろいろおっしゃっておいりましたけど、やはり河川の管理に万全でなかったのではないかということを知事もちょっと発言をされております。道でも管理している川がいろいろ今回被害を受けました。そういう面ではやはり率直に反省すべき点は反省して、今後そういった施設の管理にはしっかりあたっていきたいと思っております。いずれにいたしましても、私も常に言っておりますけども、予防ということで、ことが起きる前に対応しておく方が、より経費が結果的には掛からないことになろうかと思っておりますので、そのような観点から、今後ともいろんな施設の管理、河川も含めてですけど、そういったことにしっかりと対応していきたいと思っております。

○議長(芳住革二君) 再々質問ありますか。(なしの声あり) 以上で、武田議員の一般質問を終わります。以上を持ちまして、一般質問を終わります。暫時休憩いたします。一般質問の準備のため、課長と総括主幹が席を移動しておりますので、元の位置に戻ります。よろしく申し上げます。(関係課長と総括主幹、席移動)

#### ◎日程第4 議案第42号 平成28年度新冠町一般会計 補正予算

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。日程第4 議案第42号 平成28年度新冠町一般会計 補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとし、項ごと一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ明瞭簡潔に補正項目の範ちゅうで質疑を行うようお願いいたします。歳出の11ページをお開き下さい。2款 総務費から質疑に入ります。1項 総務管理費ありませんか。はい、長浜議員。

○10番(長浜謙太郎君) 5目企画費の18節備品購入費について質問いたします。車両購入費ということでコミュニティバスの件だという説明がありましたが、2点ございまして、当然車両購入の間に運行に支障がないものという前提ですが、旧車両の取り扱いについてはどうなるのか。もう1つは、今回の車両購入にあたって現在のコミュニティバスのデザインを一新するような考えはあるのか、お願いいたします。

○議長(芳住革二君) はい、佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤正秀君) お答えいたします。まず、車両の更新につきましては、古い

車両は新しい車両が入るまで、運行させますので、特段支障を来さないということでご理解いただきたいと思ひますし、不都合あれば代行車両ということで、消防のマイクロバス、こども園のワゴン車等で現在も対応しているのですけども、そういった対応になることではございます。廃車後は、売却いわゆる入札して、一般に売却することで、なるべく高く買ってもらふような形でやってみたいと思ひます。もう1点、車両のデザイン。以前もそういったお話もありましたけども、利用者からもわかりやすいというか、そういう一目で見ても、コミュニティバスとかメロディー号とかわかるような話もいただひていました。今回は、車両全体を独自のことにすると相当金額がかかるので、そうではなくて、一部側面等にですね、デザインを施して、これは公募で考えていますけども、ふさわしい絵を募集して、それが復元されて、車両に貼らさるイメージ、これを新しい車両とそれからすでに使っている不都合のない車両2台分のそういったデザインを、シールでやる経費を見ております。デザインは先ほどいった通り、工夫をしまして、なるべく町民に親しみが持てるようなことを考えて公募したいと思ひていますが、その経費を今回2台分消耗品で見えています。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。はい、但野議員。

○4番(但野裕之君) 4番但野です。同じく車両購入費の部分で質問いたします。事故防止・安全運行の観点から、ドライブレコーダーが必要かと思ひますが、設置はあるのでしょうか。

○議長(芳住革二君) はい、佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤正秀君) この車両に限らずですけども、公用車の方にはそういったことで、ドライブレコーダーを付けることで、現在も付いていますので、そういったことで継続します。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。はい、秋山議員。

○8番(秋山三津男君) 一般管理費の需用費でお聞きします。説明では確か、修理費が毎度掛かるといふことの説明ですが、町有バスの故障が多すぎることなのでしょうか。

○議長(芳住革二君) はい、中村総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 町が保有していますバスですが、実は購入から23年を経過しようとしております。その観点から、毎年多額の修繕料を計上させていただいておりますが、今回はエアサスペンションが壊れまして、この交換部品代として、修繕料を補正させていただいているものでございます。今、申し上げましたように23年経過する車両でございますので、そろそろ更新の時期に来ているのかなと実は考えておまして、近々議会と協議させていただきながら、進めてまいりたいと思ひています。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。はい、竹中議員。

○1番(竹中進一君) 1番竹中です。管理費の備品購入費で、これは今までプリンター等はリースであったかと思ひのですが、購入というのは何台ですか。

○議長(芳住革二君) 中村総務課長。

○総務課長(中村義弘君) これは、事務用のプリンターではございません。印刷機の購入費になってございます。そういうことでリースではなくて、備品購入費で計上させていただいております1台です。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。(なしの声あり) ないようですので、12ページ。2項 徴税費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、13ページ。3款 民生費 1項 社会福祉費ありませんか。はい、秋山議員。

○8番(秋山三津男君) 4目の地域包括支援センターでお聞きします。9節、13節、19節の事業内容を具体的にお聞かせ下さい。

○議長(芳住革二君) はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長(鷹嘴寧君) 4目地域包括支援センター費、9節の旅費でございますが、こちら6万円の計上でございます。こちらは介護保険法の関係でございます、介護予防地域支援事業という事業の中で、平成30年の4月までに市町村が取り組むとされている事業の中で、認知症の初期集中支援チームというものを設立しなければならないのですが、そのチーム員の研修、今回はそのサポート医、というものを設置しなければなりません。そのサポート医の研修に行く費用の旅費として、1万2千円、それからもう1つは、在宅医療連携推進事業というもののの中で、これも30年4月までに取り組まなければならない事業なのですが、その中で、関係職員の研修事業というものもございまして。それから、その在宅連携事業取り組むための先進している市町村の視察研修ということで4名分の旅費、4万8千円、合計いたしまして6万円ということで計上しております。それから13節の委託料でございますが、こちら先ほどと同じく在宅医療連携推進事業の中で、職員の研修ということで研修会を開催するための研修講師の委託料ということで6万円、それから19節の負担金につきましては、旅費にございましたが、認知症初期集中支援チームのサポート医の研修を受けるための研修受講料の負担金の5万円となっております。以上でございます。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、14ページ。4款 衛生費 1項 保健衛生費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、15ページ。5款 農林水産業費 1項 農業費ありませんか。はい、鳴海議員。

○11番(鳴海修司君) 4目畜産費19節でTPP関連の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金の事業概要及び収益向上目標を伺います。

○議長(芳住革二君) はい、島田産業課長。

○産業課長(島田和義君) 事業概要でございますけれども、まずこの事業でございますが、通称畜産クラスター事業と申します。この事業につきましては、畜産・酪農の体質強化を図ることを目的に行政や農協、普及センター、関係機関で地域のクラスター協議会というものを組織いたしまして、この協議会と畜産クラスター計画に位置付けられました中心的な経営体、この経営体が連携して地域ぐるみで収益性を向上させる取り組みを進めていく事業でございます、今回計画しておりますのが、現在、太陽で酪農経営をされてい

る2戸の方が、本年4月に法人化を行ってございまして、2戸合わせまして搾乳牛で226頭、育成牛55頭合わせて281頭の主要規模がありますけれども、これを5年後の33年度末に搾乳牛を404頭、育成牛を287頭の691頭まで飼養頭数を拡大しようとするものでございまして、そのための施設として、フリーストール牛舎を2棟、搾乳室1棟、牛舎と搾乳室をつなぐ連絡通路、これらを一体型の施設として整備を予定してございます。このほか、糞尿処理のためのスラリーストア、臭気を抑制するための曝気槽を整備する計画でございまして、事業費5億699万3千円のうち、国庫補助金を2億3471万9千円受けまして、残額は自己資金で対応となっております。2点目の収支目標ということでございまして、経営の主体は搾乳となりますので、今申し上げました目標としている策乳牛の頭数確保に努めまして、それから、1頭当たりの個体乳量の増加をさせるために飼養管理の改善を図りながら、収益を上げていこうと計画してございます。また、初産となる育成牛には黒毛和牛の受精卵移植の割合も増やしながら、所得の確保に努めまして、事業開始から3年後には黒字経営に転換になるように計画をしてございます。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。はい、但野議員。

○4番(但野裕之君) 4番但野です。同じく4目畜産業費19節の新冠町和牛育種推進協議会補助金について質問いたします。前年度は110万6千円で、39万1千円の増加となっております。なぜこの時期に、補正で全額を上げるのか。本来であれば年度初めに、前年度と同額で計上して、不足が生じるのであれば、差額分を補正すべきと思うのですが。

○議長(芳住革二君) はい、島田産業課長。

○産業課長(島田和義君) 28年度予算につきましては、前年度の実績等を鑑みまして、一般出荷、早期出荷用として約40万円、それから死亡事故にあわせて約90万円当初予算で130万円を計上していたところでございます。今年度和牛センターの運営に当たりまして、一般出荷につきましては、肥育牛の価格も高騰していることから、補助金が出動したのは3件でございまして、金額も5万2千円ほどということで、少額だったのですが、早期出荷これを1頭予定していたところが2頭、死亡事故1頭予定していたところが2頭発生いたしまして、7月末現在での不足分を今回計上させていただいたものでございます。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。はい、長浜議員。

○10番(長浜謙太郎君) 同じく4目の19節について、農業まつり畜産物購入費補助金マイナス50万円とございますが、中止によることだという説明がございましたが、農業まつりが中止となった経緯について、もしご存じでしたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(芳住革二君) 島田産業課長。

○産業課長(島田和義君) この農業まつりにつきましては、当初予算編成する際には、農協さんから事業計画として今年度も引き続き計画をしているという事業計画が提出されました。その後、Aコープ店の民間への売買が進みまして、農業まつりの場合、そこで売

れ残った商品については、実はそのままAコープ店で売り上げをしていくようなこととかがございましたので、このAコープ店の売却というのが、主な理由となるものですが、今年の6月20日に農業まつり実行委員会というものが開催されまして、先ほど申し上げたAコープ新冠店の閉店による経費の増加というものを理由に、農業まつりを実施については見送るというような文書が提出されました。これに基づき、今回関係予算を減額するものがございます。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、16ページ。2項 林業費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。6款 商工費、1項 商工費ありませんか。はい、鳴海議員。

○11番(鳴海修司君) 3目観光費の中で、13節委託料で直営とした西泊津ヒルズパークゴルフ場の管理作業委託料においても、指定管理の時と同様に維持管理がなされると思いますが、コースの維持の草刈りは月に何度程度算定をしているのか、お聞きします。

○議長(芳住革二君) 佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤正秀君) お答えいたします。業務委託の中では回数というよりは、状況を見て天候だとか、伸び具合、こういうものを見て、適切に管理していただきたいことで、何回と回数を決めている訳ではございません。ただ夏場伸びる場合は1コース3日ぐらいかけてやるというようなことで、それと適正な状態というものを規定というか、基準はないのですが、先日パークゴルフの公認コースの認定の検査員に来ていただきまして、そこで指導を受けまして、こういう状態ということをご指導を受けまして、それをできるだけ維持してもらおうというようなことでやっておりますので、何回という取り決めはしていません。

○議長(芳住革二君) はい、鳴海議員。

○11番(鳴海修司君) 公認コースとなるための管理ですけど、このお金で十分足りるという事でよろしいですか。

○議長(芳住革二君) 佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤正秀君) 4月から実は、指定管理は変えますけども、実際草を刈って現場で刈っているのは、4月からやっています。そのコースを管理したことのない、草刈り業務はやったことはありますけど、管理したことないことで、研鑽しながらやっていることで、今シーズンはいろいろそういう実績を積み重ねていることになっております。時折苦情等もありますので、そういった声も伝えつつ、それからパークゴルフ協会、この辺と意見を聞いて要望なり、状況なりを一番使っているのはパークゴルフ協会の会員ですので、そういったことを聞きながら、今年はベストという形になっていないかも知れませんが、そういったことを積み重ねて、来年度に向けている部分もあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。はい、竹中議員。

○1番(竹中進一君) 1番竹中です。同じくパークゴルフ場の管理について、お伺い

たしますけれども、今年は天候にも恵まれなくて、なかなか芝の状況も思った管理ができなかったのではないかなと感じるところもございますけれども、例えば、業者が替わって、それによって明らかな変化があった部分とかが見られるのかどうかについてが1点と、それから、例えば芝の状態が良くない、天候のせいもあるけれども、例えば機械が老朽化して入れ替えの時期のために、そういう状況に陥っているのかとか、それから、業者が替わったことによって、マイナスとプラスが発生しております。例えば、年間契約で年度当初に入場料というか使用料を払っていただける。途中で管理者が替わった、その辺の料金のすみ分けというのはどのようになっていますか。お伺いいたします。

○議長(芳住革二君) はい、佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤正秀君) まず業者、現場の作業員が替わったと言ったほうがよろしいでしょうか。指定管理の時は、ヒルズがいわゆる臨時職員を雇いまして、その人方が草を刈っていたと。当然機械は町で用意したものがございますので、その機械を使ってやっていたことございます。で、業者が替わりまして、4月からはその機械も置いてありまして、それ以外に業者が持っている機械等も使ってやっている。ただ、草の刈り方だとか、そういったものが前者いわゆるヒルズでやっていた時と、その作業工程が違うような話は聞いておりましたので、その辺を以前勤めていた人方、その方に来てもらって、作業工程を確認してもらって、そういうふうなことで取り組んでおります。4月から業者が替わった当初、幾つかあったのです。フェアウェイとラフの差がなさ過ぎて、フェアウェイかラフかがわからない。短さが一緒と思えば、その逆でフェアウェイが長すぎてという声もあります。これはそういった話もいろいろあったので、隣町の河川敷のパークゴルフ場の方に行きまして、実際管理している方々の話も聞いているのですけども、なかなか基準がない中はやっている方々の技術によっては、ラフが短い方が簡単にボールが出るとか、その逆で短ければ面白くないとか、あるらしいのです。全部聞いていると、コースはうまくできないことで、言うておりました。ただ、やはり特にパークゴルフ協会があるので、その辺の話は聞きながら、今後もやっていこうと思っておりますけども、以前、ヒルズの時もなかなか苦情が止まらないと。いろんな形でやっている方は、注文があるそうです。業者が替わっても細かいことも含めて、そういった声はあるので、できる範囲のことはやっていくことで、我々も頻繁に行って意見交換、情報交換しながら現在やっているところがございます。それから、草刈りの関係で、機械の老朽化、指定管理のまま継続しようと思った時は、あるものすべて大まかなもの、軽トラックだとか、大方の機械こういったものを更新をしなければという話で、昨年の予算時期が出てきておりましたけども、それまでかけてやることにはならないということで、こういった機械を持っている業者に委託する方が、経費の節減にもなるし、ということでこの指定管理料をやめて直営にしたのです。料金ですけども、料金につきましては、コースがこうだからとかということで料金設定はしておりませんので、業者が替わったから、芝の状態が悪いからとかということで、料金を変えることは規定もないし、しておりません。以上でございます。

- 議長(芳住革二君) ほかありませんか。竹中議員。
- 1番(竹中進一君) 料金についてですけれども、例えば年間使用料金として、スタートの時に一括払うような方法は取っていなかったのでしょうか。
- 議長(芳住革二君) はい、佐藤企画課長。
- 企画課長(佐藤正秀君) シーズン券というものがございまして、これは今年も販売してございまして、それは業者が替わろうと共通で使えるものでございます。
- 議長(芳住革二君) はい、竹中議員。
- 1番(竹中進一君) それであれば、年度途中で管理が替わった訳ですから、その分の料金のすみ分けはどうなっているのですか。
- 議長(芳住革二君) はい、佐藤企画課長。
- 企画課長(佐藤正秀君) 使用料金というのは、条例で規定しておりまして、それを指定管理者の場合は、指定管理者が徴収して、それを収入にして不足分を町が指定管理料として出していることです。今回は、その部分の指定管理から直営になりましたので、歳入の方で利用料は歳入で予算計上しているものです。
- 議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、17ページ。7款 土木費1項 道路橋梁費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。3項 住宅費ありませんか。はい、氏家議員。
- 3番(氏家良美君) 3番氏家です。19節の住宅リフォーム助成金についてお伺いします。この助成金は早い段階で申し込みがいっぱいになったと認識していますが、そのような経過から、今回2件分の補正というのは、私は十分ではないかと思いますが、この2件とした根拠はどのような根拠でされているのでしょうか。また、今後これ以上の希望者が出た場合の対応についてはどうでしょうか。お伺いします。
- 議長(芳住革二君) 坂東建設水道課長。
- 建設水道課長(坂東桂治君) まずこの住宅リフォームの助成金について事業経過をお知らせというか、ご報告したいと思うのですが、この事業は、平成24年から行っております。24年は22戸、助成交付金額としては1563万9千円と多くの方に利用していただきました。25年は14戸助成交付金額は1294万9千円で、26年度は13戸助成金額は1077万9千円、27年は11戸助成金額は1000万円と、最近この2ヶ年を振り返りますと、大体1千万円程度ということで、28年度も1000万円の予算を付けていただきました。議員おっしゃるように、リフォームですから、夏場遅くとも秋、冬前ぐらいに事業行いたいということで、相談は春先からは夏場にかけて多くあります。例年ですと、少し余力がある感じでお持ちしているのですけれども、過去何年間は少しずつ12月もしくは3月でお返ししている格好でした。それで今年ですけれども、今年には11名、11戸の方がこの助成制度を利用して、現在まで執行していると。そして、さらに夏場にかけてなのですけれども、2名の方がまた相談に来られたということで、その対応をしたいということで、理事者と相談しまして、そして、道の方に聞いてみますと、補助金の枠も

まだあるということもあったのですが、その中で、あと2名の対応をしたいと、その後この2名以外に相談が今のところないので、これから冬にかけてやる方は、ある程度計画立てていらっしゃると思うので、今来ていないということは、もう相談に来ている2名以外はないのかなというふうな判断をして2名分200万円を事業として予算計上させていただきました。歳入の方も2分の1補助金が出ますので、100万円ということで、計上をさせております。以上です。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) 同じく住宅リフォームについて聞きますけれども、申請書類ですけれども、相当にたくさんの申請書類がいるのですけれども、職員や業者は仕方ないとして、申請者が書類の必須処理の中に、建設当時の青図がいることで、30年40年経っているのに、その図面もどこに行ったかわからないといったことで、図面がなければ一切受け付けてくれないことで、図面をもう一度作って下さいということで聞くと、13万円かかるそうです。13万円かかるということで、申請を諦める人もいたかにも聞く訳でありますし、また、当然工事が遅れるといったようなことにもつながってしまう訳でありますけれども、国からの申請書類だと思うのですけれども、そういった状況があったら、ちょっと教えていただきたいことと、その青図面というのは、必須なのでしょうけれども、代用でできるような気もするのですけれども、その点は如何なのか聞きたいと思います。もう1点、リフォーム事業は今年で最終年ということで、一応区切りをつけることになっている訳ですけれども、これは小竹町政の3期目の主要政策ということで、今ありましたけれども、70件以上の利用ということで、大変この人気の高い施策だったと理解をしている訳ですけれども、来年度以降、国の交付金のこともあるのですけれども、状況はどうなっているのかということと、春先3月の予算委員会の中では、今から1年をかけて検討も進めていく話もありましたので、私はこの事業については、来年度以降も、また3年5年と続けてほしいなと思っている訳でありますけれども、検討作業をすることでありましたので、どうかと思って聞かせてほしいと思います。もう1点、今の氏家議員の話で申し訳ないのですけれども、氏家議員も私も心配しているのは、今後あった時どうするかという話で、多分ないと思うことは、わかりますけれども、万が一あった時どうするかという話ですから、その時は受けてほしいなと思うのですけれども、そのことも併せて聞かせてほしいと思います。

○議長(芳住革二君) 坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) 3点ということで、1点目からお答えしたいと思いますけれども、まず申請書類の関係だったかと思えます。補助を受けてやっている以上、最低これだけ用意しなければならないものは、まずご理解願いたいと、ただそれが、もの凄く精度のよいものを要求されているのか、ある程度このぐらいのものでよいのだというレベルのものなのか、普通確認申請を出しておれば、保管をしている人が多いかと思うのです。町で保管している場合もあるのですけれども、それが古いもので、何十年前のものでもう

ない。町も持っていない。そういった場合に、費用をかけて必要図面を用意していただいているのが実態でございまして、これを費用は実際いくらかかるというのは、私はわからなかったのですが、ある程度このぐらいで、なるべく費用負担をかけないような形でやれる方法があるならば、その辺も含めて今後ちょっと検討してみたいと思います。せっかく利用したいと思っていても、そこが負担になって、二の足踏んでいる方がいらっしやるとすれば、また、ぜひ相談をしていただきたいなと思います。2点目ですが、この事業は、議員さん認識の通り5年で一応1期目の区切りをつけるという中で実施しております。認識の通り70件ぐらいの方が利用をしていただいて、今も10件から13件ぐらいの方が、毎年利用していただいているという様子でございまして、まだ利用したいなという方もいるやに聞いております。その中で予算委員会の時も、私同じこと言ったかもしれませんが、今後の動向等できる限り調査して、理事者と事業を継続するかどうか相談してまいりたいと思います。最後1点ですが、もしも今後そういう方が出たらどうするか、さらに今の2人の方以外に出たらどうするかというご質問でございしますが、これはそのケースによるのでしょうか、これから冬を迎えてそういうリフォームするに困難な時期を迎えていくと思うのです。その中で、どのぐらいのリフォームをするのか、よくお話を聞いて、今年やった方がよいか次年度以降どうですか。というか、よく話を聞いて、その辺アドバイスしていきたいと思います。まあ次年度もあるかどうかわからんと、それもあるのですが、もしもやりたいという方が出たら、その時は理事者と十分協議し対応したいと思います。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、歳入に入ります。戻って、7ページをお開き下さい。質疑は、ページごと一括して行います。7ページ。12款 使用料及び手数料 13款 国庫支出金 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、8ページ。14款 道支出金、15款 財産収入ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、9ページ。16款 寄附金、17款 繰入金 19款 諸収入 4項 雑入 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、10ページ。5項 受託事業収入 20款 町債ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、歳入・歳出の全般にわたって質疑ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第42号に対する討論を行いません。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第42号について採決を行いません。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第43号 平成28年度下水道事業特別会計 補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第5 議案第43号 平成28年度下水道事業特別会計 補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳

出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないので、討論を終結いたします。これより、議案第43号について採決を行いません。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第6 議案第44号 平成28年度新冠町国民健康保険 特別会計事業勘定  
補正予算**

○議長(芳住革二君) 日程第6 議案第44号 平成28年度新冠町国民健康保険 特別会計事業勘定 補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないので、討論を終結いたします。これより、議案第44号について採決を行いません。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第7 議案第45号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定  
補正予算**

○議長(芳住革二君) 日程第7 議案第45号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定 補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないので、討論を終結いたします。これより、議案第45号について採決を行いません。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第8 議員派遣の件**

○議長(芳住革二君) 日程第8 議員派遣の件 を議題といたします。お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにご異議ございませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第9 発委第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長(芳住革二君) 日程第9 発委第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員会 但野 裕之 委員長。

○委員長(但野裕之君) 発委第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書の提出について、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙の意見書を提出する。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 「森林環境税(仮称)」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。なお、意見書提出関係機関は、記載の通りです。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については議会運営委員会から提出されていますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。これより、発委第1号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発委第

1号は、原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

**◎日程第10 発議第8号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書の提出について**

○議長(芳住革二君) 日程第10 発議第8号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 武藤 勝罔 議員。

○9番(武藤勝罔君) 発議第8号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書の提出についての提案内容について、説明させていただきます。本意見書は竹中進一議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書

2008年度から実施された後期高齢者医療制度は、9年目を迎えた。この制度における保険料の軽減としては、政令本則で、均等割の2割、5割、7割軽減となっているが、国の特例措置として、低所得者に対する所得割の実施や、均等割の軽減を8.5割、9割に拡大してきた。加えて、後期高齢者になるまで被用者保険などの被扶養者だった人も9割軽減としてきた。2015年度の国の予算ベースでは、所得割の5割軽減で153万人、均等割の9割軽減で317万人(年金80万円以下)、8.5割軽減で274万人(年金80万超から168万円以下)、被扶養者だった人の9割軽減で171万人が、国の特例措置の対象となっている。北海道では、2015年度で均等割9割軽減19万1千人(全被保険者に占める割合25.7%)、8.5割軽減13万6千人(同18.3%)、被扶養者軽減5万9千人(同7.9%)で合計38万7千人が対象となっており、全被保険者に占める均等割軽減は51.9%に上っている。また、所得割軽減の対象は7万3千人で9.8%を占めるに至っている。こうした状況の中、国においては、2014年6月24日の「経済財政運営と改革の基本方針」により、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めることを決定し、2015年1月13日の社会保障制度改革推進本部決定により、2017年度から原則的に政令本則の2割、5割、7割に戻す予定である。この軽減特例が廃止されれば、加入者の半数を超える約60%の均等割・所得割軽減対象者に、2倍、3倍、5倍などの保険料の引き上げによる甚大な影響が及ぶ。そうなれば、北海道の加入者75万7千人のうち46万人の生活を直撃し、高齢者の最大の収入源である年金の引き下げや生活必需品の値上がりなどによる生活環境のさらなる悪化が懸念される。よって、国においては、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続をはかるよう強く求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。意見書提出関係機関は、掲載の通りです。以上が発議第8号後期高齢者医療制度に

おける保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書です。ご審議の上、採択下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第8号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第8号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第11 会議案第7号 閉会中の継続調査について(3常任委員会)

◎日程第12 会議案第8号 閉会中の継続調査について(議会運営委員会)

◎日程第13 会議案第9号 閉会中の継続審査について(決算審査特別委員会)

○議長(芳住革二君) 日程第11 会議案第7号 日程第12 会議案第8号 日程第13 会議案第9号 閉会中の継続調査及び継続審査について 以上3件を一括議題といたします。総務産業常任委員会・社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、平成27年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会の委員長から付託事件の審査について、それぞれ会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査に付することに、ご異議ございませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、会議案第11号から第13号は、各委員長からの申し出のとおり継続調査及び継続審査することに決定いたしました。これをもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。お諮りします。会議規則第7条の規定により、平成28年第3回新冠町議会定例会を、本日で閉会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議ないものと認めます。

#### ◎閉議宣告

○議長(芳住革二君) 本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。これで本日の会議を閉じます。

#### ◎閉会宣告

○議長(芳住革二君) これをもって、平成28年第3回新冠町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(13時58分 散会)